

総合支援資金の再貸付について

1. 対象

特例貸付開始から令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付交付が終了し、再貸付申請以前に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受ける世帯

2. 再貸付の申請方法

- 対象となる方に、申請に必要な様式と手続き方法の通知を、兵庫県社協から郵送にて送付します。
- 申請等の様式は本会に届け出されている住所地にお送りし、郵便物の転送等は一切行いません。
- 転居されている場合は、現住所における世帯全員分の住民票を提出するなど、必要な手続きを行ってください。また、兵庫県社協からの通知等が届かない場合、居住の実態が確認できないとみなし、送金を停止する場合がありますのでご注意ください。
- 緊急事態宣言下で窓口での混雑を避けるため、再貸付については各市区町社会福祉協議会で受付しません。窓口にお越しにならないよう、ご注意ください。
(申請様式を窓口でお渡しすることはいたしません)

3. 再貸付分の送金時期

- 申請を受理してから審査結果の送付と送金までに最長1か月半程度、要する場合があります。
- 一刻も早く送金できるよう、迅速な書類確認と審査・送金事務を行っていますが、特例貸付の申請が非常に増えていることから、再貸付の送金までには、お時間がかかります。何とぞご理解をお願いいたします。
- 個別の審査状況や送金予定日について、電話ではお答え致しかねますので、問合せはご遠慮ください。

詳細は、[兵庫県社会福祉協議会のHP](#)をご確認ください。